

## 株式会社サン・キューブ 訪問介護重要事項

<2024年12月1日現在>

### 1. 相談窓口 電話 03-3987-5439 担当 志村裕子

### 2. 株式会社サン・キューブの概要

① 事業の目的 要介護状態にある利用者に、適正な指定訪問介護を提供すること。

② 提供するサービス 訪問介護 指定番号 1371603117

総合事業 指定番号 13A1600751

③ サービス提供地域 豊島区・板橋区・文京区・北区

④ 職員体制 管理者兼サービス提供責任者 1名（介護福祉士）

介護福祉士 4名（常勤3名非常勤1名）

実務研修修了者 1名（常勤）

ホームヘルプ2級 3名（非常勤）

⑤ 営業日及び営業時間 月～金（祝日・12/30～1/3を除く）9：00～18：00

⑥ サービス提供時間 365日 8：00～20：00

### 3. サービス内容

① 身体介護 食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・着替え等

② 生活援助 買い物・掃除・洗濯・調理等

③ その他 介護相談等

### 4. 利用料金

#### ① 利用料

身体介護	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 60分未満	60分以上 90分未満	以降30分 毎に
	1,859円	2,781円	4,411円	6,463円	935円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上			
	2,040円	2,508円			

※初回加算 サービス開始月 2,280円 ※緊急時加算 1,140円

※処遇改善加算III 毎月 総単位数の18.2%が加算されます。

原則として利用金表の1割.2割.3割（負担割合証に準ずる）となります。

但し、給付範囲を超えてサービスを利用した場合は全額自己負担となります。

早朝（6～8時）夜間（18～20時）25%増し、深夜（22：00～6：00）50%増し、二人で訪問した場合は料金がかかります。

#### ② 交通費

提供地域以外の場合や通院等で交通費が発生した場合は実費を請求します。

### ③ キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金がかかりますので、キャンセルが必要になった際は、至急ご連絡ください。 連絡先：03-3987-5439

キャンセル料 前日 18:00 迄 無料

当日のキャンセル及び訪問時不在の場合 1,500 円

但し、天候や急な容態変化・通院の必要な場合には請求はございません。

### ④ 償還払い

要介護認定前また、居宅サービス計画が作成されていないにもかかわらず

サービスの提供が必要な場合は、全額一端お支払いをいただき、認定結果が出次第、介護給付分を返金します。

### ⑤ 料金の変更

介護保険の給付額の変更があった場合は変更額に合わせて、負担額も変更になります。

### ⑥ その他

※お客様のお住まいでのサービス提供のために使用する水道・ガス・電気、外出同行時の交通費はお客様の負担となります。

#### ※利用金のお支払い方法

毎月、10日迄に前月分の請求をしますので、15日までにお支払いください。

お支払い後、領収書を発行します。

当社は、原則、現金集金となります。銀行振込も可能ですが、手数料はお客様負担とさせていただきます。

## 5. サービスの利用方法

### ① 利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員が訪問します。

契約を結びサービスを開始します。

### ② サービスの終了

・お客様のご都合 終了希望日1週間前にお申し出ください。

・当社の都合 終了1か月前までに通知します。

・自動終了 介護施設入所した場合、介護認定が非該当になった場合。

お亡くなりになった場合

・料金未納 2か月以上の利用料滞納、催促後7日以内に支払がない場合

・背信行為 サービス継続が困難な背信行為があった場合

## 6. 当社訪問介護の特徴等

- ① 運営方針 利用者が身体的精神的に自立した生活を送れるよう援助する。  
状態悪化の防止・予防に役立つサービスを提供する。  
利用者家族の希望に沿ったサービスを提供する。  
守秘義務の厳守
- ② サービス利用のために
  - ・ヘルパーの変更希望の際はお申し出ください。
  - ・男性ヘルパーがいます。
  - ・研修計画に基づいて研修を実施します。
  - ・サービススマニュアルの作成をしています。
- ③ 緊急時連絡 電話 03-3987-5439 営業時間外は留守電または転送電話にて対応
- ④

## 7. 個人情報の保護

- ① 契約時に締結した個人情報使用同意書に準じ、業務上知りえたご利用者及びご家族等の個人場情報を正答な理由なく第三者に漏らすことは致しません。
- ② 個人情報利用目的に変更
  - ・法令に基づく場合。
  - ・生命・身体または財産の保護のため必要であって、事前の同意が困難な場合
  - ・国・地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要があり、利用者の同意を得ることで、当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。
- ③ サービス終了後も守秘義務を遵守します。

## 8. 高齢者虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止等の為に、以下の措置を講じます。

- ① 高齢者虐待防止のための指針の整備と従業者への研修の実施
- ② 利用者が成年後見人制度を利用できるよう支援
- ③ 虐待を受けていると思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報
- ④ 虐待防止対策を検討する会議の開催と周知徹底

## 9. 事故・緊急時の対応方法

サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医救急隊、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡をします。

事故・緊急事態が発生した場合は区市町村にも連絡をし、措置をこうじます。

緊急時のご家族及び後見人の連絡先	
主治医連絡先	

## 10. サービスへの苦情

サービスへの苦情には遅滞なく対応し円滑かつ速やかな処理に努めます。

区市町村及び国民健康保険連合会より質問・照会があった場合は調査に協力し、指導助言を受け、改善をします。

お客様相談・苦情窓口 代表取締役 志村裕子 電話 03-3987-5439

その他の相談窓口

豊島区介護保険課	03-3981-1318
東京都介護保険課	03-5320-4597
東京都国民健康保険連合会	03-6238-0177

常に利用者対応の万全を期し、苦情のないきめ細やかなサービス提供を心掛けます。

## 11. 賠償責任

事業者はサービス提供中に伴う、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して、その損害を賠償します。

## 12. 衛生管理等

- ・感染症予防のための指針の整備と、訪問介護員の清潔保持及び、健康管理を行う。
- ・事業所の設備・備品の清潔衛生的な管理に努める。
- ・感染症予防のための委員会を設置し従業者に周知徹底・研修を実施する。

## 13. 業務継続計画の策定等

- ・感染症・非常災害の発生に置いても訪問介護の継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開をはかるための計画を策定し、計画に従って必要な措置を講じる。
- ・従業者に業務継続計画を周知し、必要な研修・訓練を定期的に実施する。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

## 14. ハラスメント防止

- ・介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続ける労働環境が築けるようにハラスメント防止に努める。
- ・ハラスメントのマニュアル作成と研修の実施。ハラスメントの把握。  
発生時の必要な措置を講じる。
- ・ハラスメントと判断した場合には、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置・利用者契約の解約をする。

## 15. 研修の実施

訪問介護の質の向上を図る為、研修の機会を設ける共に、従業者が参加できるよう業務体制を整備することに努める。

## 16. 当社の概要

名称・法人種別 株式会社サン・キューブ  
代表者役職・氏名 代表取締役 志村裕子  
所在地・電話番号 東京都豊島区南大塚 3-21-8-鈴和南大塚マンション 101  
電話 03-3987-5439 FAX 03-3987-5438  
メールアドレス [suncube20068@ia4.itkeeper.ne.jp](mailto:suncube20068@ia4.itkeeper.ne.jp)  
ホームページ 株式会社サン・キューブで検索できます。

## 17. 定款の定めている主な事業

①介護保険法に基づく下記に居宅サービス事業に関する業務

訪問介護・介護予防訪問介護・通所介護・福祉用具貸与。第1号訪問介護

② 障害者総合支援法に基づく下記の居宅サービス事業に関する業務

居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 18. 署名欄

本重要事項説明書について説明をうけ、同意をいたします。

同意日 年 月 日

事業所者 株式会社サン・キューブ 1371603117

説明者署名

利用者署名

家族及び代理人署名